

○富田林市個人情報の保護に関する法律施行条例

令和4年12月28日

条例第31号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長（上下水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び財産区をいう。

(開示請求に係る手数料)

第3条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により開示請求に係る保有個人情報の写しの交付を受けようとする者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

(審査会の設置)

第4条 次に掲げる事務を行うため、富田林市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(1) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(2) 次条の規定による諮問に応じ意見を述べること。

(3) 富田林市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年富田林市条例第32号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第45条第1項の

規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

(4) 議会個人情報保護条例第45条第3項の規定による諮問に応じ意見を述べること。

- 2 審査会は、委員5人以内をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、個人情報の保護に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、関係者又は参考人の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な調査をすることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(審査会への諮問)

第5条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第6条 市長は、毎年、個人情報保護制度の運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富田林市個人情報保護条例の廃止)

第2条 富田林市個人情報保護条例(平成13年富田林市条例第8号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第4号に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又は施行日前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) 施行日前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者で旧実施機関が指定したものをいう。)による公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)の管理の業務に従事していた者

2 施行日前に旧条例第11条、第19条、第22条又は第25条の規定による請求等がされた場合における当該請求等に係る手続については、なお従前の例による。

3 第1項各号に掲げる者が、正当な理由がないのに、施行日前において旧実

施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第42条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

4 第1項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施行日前において旧実施機関が保有していた旧個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、市の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第4条 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項の規定により設置された富田林市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、施行日において審査会の委員として委嘱されたものとみなし、その任期は、当該委員の残任期間とする。

2 この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係るその職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第27条第3項又は第28条第2項の規定により旧審査会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審査会にされた諮問とみなし、旧審査会がした審査の手続は、審査会がした審査の手続とみなす。

第5条 施行日前に次条による改正前の富田林市情報公開条例第5条の規定による請求がされた場合における当該請求に係る手続については、なお従前の例による。

(富田林市情報公開条例の一部改正)

第6条 富田林市情報公開条例(平成11年富田林市条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(富田林市暴力団排除条例の一部改正)

第7条 富田林市暴力団排除条例(平成25年富田林市条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略